

PRESS RELEASE**前橋市報道発表資料**

令和3年8月18日

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内1867～1897例目）

前橋市内で31件(1867～1897例目)の新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1	1867 (11511)	8月17日	60代	女性	福祉事業 従事者	市内1600例目 の同居家族	8月15日	軽症
2	1868 (11537)	8月17日	40代	男性	自営業	—	8月13日	軽症
3	1869 (11547)	8月17日	40代	男性	会社員	陽性者の接触者	8月16日	軽症
4	1870 (11552)	8月17日	10歳 未満	女性	未就学児	市内1781例目 の同居家族	8月14日	軽症
5	1871 (11564)	8月17日	20代	男性	自営業	—	8月15日	軽症
6	1872 (11616)	8月17日	20代	男性	会社員	—	8月14日	軽症
7	1873 (11633)	8月16日	40代	男性	会社員	—	8月14日	軽症
8	1874 (11634)	8月17日	20代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月13日	軽症
9	1875 (11635)	8月17日	50代	女性	アルバ イト	—	8月14日	軽症
10	1876 (11636)	8月17日	20代	女性	無職	—	8月10日	軽症
11	1877 (11672)	8月17日	20代	男性	無職	—	8月15日	軽症
12	1878 (11673)	8月17日	40代	男性	会社員 (市外)	市内1838例目 の同居家族	8月15日	軽症

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
13	1879 (11674)	8月17日	50代	女性	会社員	—	8月14日	軽症
14	1880 (11688)	8月17日	10代	男性	学生 (市外)	市内1803例目 の濃厚接触者	8月15日	軽症
15	1881 (11711)	8月17日	30代	男性	会社員 (市外)	—	8月15日	軽症
16	1882 (11712)	8月17日	30代	女性	会社員	—	8月11日	軽症
17	1883 (11717)	8月17日	10代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月17日	軽症
18	1884 (11718)	8月17日	40代	男性	会社員	—	8月15日	軽症
19	1885 (11719)	8月17日	30代	男性	会社員	—	8月13日	軽症
20	1886 (11720)	8月17日	20代	男性	会社員 (市外)	—	8月17日	軽症
21	1887 (11721)	8月17日	50代	女性	会社員	—	8月17日	軽症
22	1888 (11727)	8月17日	20代	男性	学生	陽性者の接触者	—	無症状
23	1889 (11735)	8月17日	60代	女性	無職	市内1852例目 の同居家族	8月14日	軽症
24	1890 (11736)	8月17日	30代	女性	福祉事業 従事者 (市外)	市内1852例目 の同居家族	8月15日	軽症
25	1891 (11738)	8月17日	20代	男性	会社員 (市外)	—	8月13日	軽症
26	1892 (11739)	8月17日	20代	男性	会社員 (市外)	—	8月12日	軽症

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
27	1893 (11740)	8月17日	20代	男性	会社員 (市外)	—	8月15日	軽症
28	1894 (11741)	8月17日	60代	女性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月14日	軽症
29	1895 (11744)	8月17日	20代	男性	会社員	—	8月14日	軽症
30	1896 (11745)	8月18日	30代	女性	会社員	—	8月12日	軽症
31	1897 (11746)	8月18日	20代	女性	会社員	—	8月16日	軽症

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。
公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電話 <平日> 直通 / 027-220-5779

<夜間・休日> 027-224-1111 (当直室) から内線84-2216へ